

12月議会議運後兼12月市長定例記者会見要旨

と き 平成29年11月20日（月）13時30分～15時 ところ 庁議室

1 平成29年第5回佐伯市議会定例会提出議案について

〔会 期〕

平成29年11月28日から12月19日まで

〔議案等の件数〕

予算議案9件、予算外議案26件、専決処分の報告7件

〔予算議案の概要〕

(1) 一般会計補正予算（第5号）の規模

補正額3億7,358万6,000円の増 → 29年度予算総額494億6,560万4,000円

(2) 主な事業（歳出）

① 本匠振興局庁舎建設事業（管財課）+80万円

- ・老朽化により耐震性がない本匠振興局庁舎を移転新築するための不動産価格査定に要する経費
- ・建物は平成31年度完成予定、開庁は32年度の見込み

② 大手町駐車場整備事業（まちづくり推進課）+3,400万円

- ・大手前周辺の駐車場用地取得費（大手前開発区域に近接する民有地 約750㎡）

③ ふるさと佐伯応援基金の設置（地域振興課）+1億円

- ・寄附者の意向に沿った使途に活用していることを明確にするため、基金を設置する。
- ※予算外議案に基金条例案あり

④ 公立保育所建設事業（こども福祉課）

- ・久部保育所に代わり大手前地区に建設する予定であった保育所を、事業計画の見直しにより旧佐伯豊南高校跡地に建設するもの。
- ・中心市街地公立保育所建設事業費を全額減額（△1億1,280万円）し、つるおか保育所（仮称）建設事業として地質調査・実施設計委託料を計上（+800万円）

⑤ 九州オルレ佐伯・大入島コース運営管理事業（観光課）+400万円

- ・コースの認定予定に伴い、オープニングセレモニーの開催やコース整備に要する費

用を計上

- ・九州オルレ佐伯・大入島コース推進協議会に対する補助金

【主な予算外議案】

議案第 134 号 佐伯市振興局条例の一部改正（管財課）

- ・平成 30 年 2 月に完成予定の蒲江振興局新庁舎の位置などを規定するもの

議案第 136 号 ふるさと佐伯応援基金条例の制定（地域振興課）

- ・寄附者の意向に沿った使途に活用していることを明確化するため、基金を設置する。
- ・收受した寄附金を、寄附を受けた年度に基金に積み立て、その翌年度に基金を取り崩し、寄附者の意向に沿った使途に充当する。

議案第 141 号 大手前情報発信館の指定管理者の指定について（大手前開発推進室）

- ・平成 30 年 4 月 1 日にオープンする大手前情報発信館の指定管理者の指定を行おうとするもの

議案第 145 号 佐伯市債権管理条例の制定（収納課）

- ・各種債権の事務処理方法の統一、債権放棄に関する規定の整備などのため、条例を制定

議案第 156 号 教育委員会委員の任命について（総務課）

- ・欠員となっていた委員に、岩佐礼子氏を任命しようとするもの

2 ふるさとさいき応援寄附金プロモーション映像の制作について

この度、ふるさとさいき応援寄附金（ふるさと納税）のプロモーション映像を制作しました。

（1）映像の内容

佐伯市出身のお笑いコンビ「ダイノジ」の大谷ノブ彦さんの案内で、佐伯市を紹介。

①キッチン編（約5分）

市外の家族が佐伯の食材を使って料理をする様子を描くほか、寄附金の使いみちを紹介。

②おかえり編（約5分）

佐伯出身者が東京の友人を連れて帰省し、市内を歩いたり祖父母の家を訪ねたりする様子を描く。

（2）配信方法など

- ①ふるさと納税に関するイベント等で、来場者に映像を見てもらう。
- ②佐伯市ホームページ「ふるさと納税」のページで配信
- ③ユーチューブで配信

(3) VR（ヴァーチャル・リアリティ）映像について

「キッチン編」、「おかえり編」と別に、VR ゴーグルを使用することで3D映像を見ることができるものも制作。

イベント会場等で来場者にVR ゴーグルを着けて見てもらえるほか、スマホアプリ（カメレオン360）をダウンロードして見ることができる。

3 JR佐伯駅のバリアフリー化を求める署名の提出について（報告）

11月14日、JR九州大分支社に「JR佐伯駅のバリアフリー化を求める署名」を提出しました。

(1) 提出数 48,693 筆

- (内訳) ①佐伯市自立支援協議会から佐伯市長あての署名 19,160 筆
- ②佐伯市民からJR九州あての署名 29,533 筆

(2) 要望の内容 エレベーター2基と多目的トイレの設置

(3) 署名提出に至った経緯

- ・現在の佐伯駅は、2番・3番ホームへの移動には階段を利用しなければならない。障がいのある方、高齢者、乳幼児を連れた利用者などにとって大きな負担と危険を伴う。
- ・市内の障がい者を対象としたアンケート調査の結果、佐伯駅の利用に不便を感じる意見が数多く、同協議会（権利擁護・虐待防止部会、地域生活支援部会）が市長あての署名活動を実施。これを受け、市としても自治委員会連合会を通じて市内全世帯を対象に署名活動を行った。

[参 考]

- ・「バリアフリー法」によるバリアフリー化義務付け基準
1日の平均乗降利用者数3,000人以上 ※佐伯駅は1,600人
- ・特例によるバリアフリー化
次のような場合に、整備計画の対象となる場合がある。
 - ①高齢者や障がい者の利用が特に多い場合
 - ②バリアフリー化の必要性が高いと認められる場合
(県内では、柳ヶ浦駅、杵築駅、日田駅、暘谷駅でエレベーター設置済み)